

別添3 SRA保管制限品

区 分		品 名	備 考
刀剣・刃物類	刃物類	ナイフ類(組み立てることにより凶器となるおそれのある物件及び以下の模造品を含む)	
		はさみ	先端が鋭利でなく、刃体6cm以下であれば対象外
		ナイフ	先端が鋭利でなく、凶器にならないと判断されるものは対象外
		ツールナイフ(多機能折りたたみナイフ)	先端が鋭利でなく、刃体6cm以下であれば対象外
		カッター等(組み立てることにより凶器となるおそれのある物件及び以下の模造品を含む)	
		カッター	
		シートベルトカッター	本体と刃の部分が外れないものは対象外 刃がむき出しでない場合は対象外、むき出しの場合でも先端が鋭利でなく、刃体6cm以下であれば対象外
		その他(組み立てることにより凶器となるおそれのある物件及び以下の模造品を含む)	
		おの	
		なた	
		のみ	
		彫刻刀	
		大工道具類(ノコギリ)	
		ドリルの刃	
その他人を殺傷する おそれのあるもの	主に殴打による殺傷	道具類、工具類(組み立てることにより凶器となるおそれのある物件及び以下の模造品を含む)	
		大工道具類(ハンマー)	
		大工道具類(大型バール)	
		大工道具類(キリ)	
		工具類(ドライバー)	
		工具類(スパナ)	
		工具類(レンチ)	
		工具類(バール)	
		工具類(携帯用の小型セット)	
		工具類(電動ドライバー)	
		工具類(電動ノコギリ)	
		工具類(ブローランプ)	
		工具類(ドリル)	
		木槌、小槌	
		棒状のヤスリ類	
		ノギス	
		製図用コンパス・デバイダー	
	その他	その他(組み立てることにより凶器となるおそれのある物件及び以下の模造品を含む)	
		シャベル	
		ステンレス製のヘラ(スクレーパー)	